令和4年 第12回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和 4 年 12 月 15 日(木)午後 2 時 30 分 浜北区役所 3 階 大会議室

2. 委員の出欠 出席: 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作

中村金夫 横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純

山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水﨑久司

井上保典 小栁守弘 伊藤安子

欠席: 袴田博子 中安千秋 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穣 石川宗明 齋藤和也 松本行弘 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 秋山尚司 冨永幹人 笠原直人

4. 審議事項

第81号議案 農地法第3条の規定による許可について

第82号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について

第83号議案 農地法第4条の規定による許可について

第84号議案 事業計画変更承認申請について

第85号議案 農地法第5条の規定による許可について

第86号議案 非農地証明について

第87号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第83号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第84号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報第85号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報第86号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第87号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について

報第88号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について

報第89号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和 4 年第 12 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24 名のところ 21 名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号 10 番袴田博子委員、議席番号 17 番の中安千秋委員、議席番号 24 番鈴木要委員でございます。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。あっという間に 1 年が過ぎてしまいまして、今年を振り返りますとやはりコロナの話題になると思います。今年はコロナと向き合いながら活動してきましたが、私の調査会では会としての活動が中止になったり、自粛したりと少し影響が出ました。また、来年は 3 年任期の折り返しとなります。コロナと向き合いながらも、地区調査会や農業委員としての活動をしていただきたいと思いますので、来年もよろしくお願いしたいと思います。

本日は多数の審議案件がありますが、皆様にスムーズな会議の運営にご協力をお願いいたしまして、会長挨拶と代えさせていただきます。本日もよろしくお願いします。

それでは、只今から、令和4年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

- 局 長 ありがとうございました。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願い いたします。
- 議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。 (異議なし)
- 議 長 それでは、議席番号 18 番の森島倫生委員、議席番号 19 番の鈴木英雄委員にお願いい たします。

それでは、議事に入ります。第81号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

- 木 下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第81号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。
- 秋 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 247 番外 22 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 18 件、贈与に係る案件が 4 件、区分地上権に係る案件が 1 件でございます。それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案2ページ、地区「白脇」、整理番号252番、253番は同一世帯内での贈与案件のため併せてご説明します。申請人は兄弟で、南区白脇町の 47歳と 46歳でございます。 兄弟は、両親とともに会社員との兼業で耕作をしてきましたが、今回、譲受人からそれぞれ申請地を贈与により取得し、後継者として耕作をしていくため申請に至ったものでございます。申請地は、 が南区白羽町の田、3筆と畑、2筆、合計5筆、 が畑、1筆で、取得後はそれぞれ、 は、水稲と大根、トマト、玉ねぎ

秋 山 を、 は、柚、梅を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「三方原」、整理番号 256 番は、売買に係る案件でございます。譲受人は、中区西丘町の、40歳でございます。は中区西丘町と北区三幸町の農地を中心に馬鈴薯、大根、キャベツの栽培をしております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、北区豊岡町の畑、2 筆で、取得後は、馬鈴薯、大根を作付けしていく計画でございます。続きまして、議案 3 ページ、地区「都田」、整理番号 258 番、260番、261番は同時申請で売買により取得する案件でございます。申請人は、中区中央一丁目の、51歳でございます。は、知人の下で農業研修を受けながら北区都田町で家庭菜園程度にみかんを耕作しておりましたが、譲受人から申請地を売買により取得し、本格的に農業参入するべく申請に至ったものでございます。申請地は、北区都田町の畑、合計5筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 3 ページ、地区「都田」、整理番号 259 番は売買により取得する案件でございます。申請人は、北区新都田二丁目の 、25 歳でございます。 は、知人の下で農業研修を受けながら北区都田町で家庭菜園程度に露地野菜を耕作しておりましたが、譲受人から申請地を売買により取得し、本格的に農業参入するべく申請に至ったものでございます。申請地は、北区都田町の畑、2 筆で、取得後はキャベツ、ナス、大根を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 3 ページ、地区「都田」、整理番号 262 番は売買に係る案件でございます。 譲受人は、北区三幸町の 、65 歳でございます。 は北区都田町で馬鈴薯、 みかん等を耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大 を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、北区都田町の畑、7 筆で、取得後はみ かんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 4 ページ、地区「引佐」、整理番号 264 番、265 番は同時申請で売買に係る案件でございます。譲受人は、北区引佐町栃窪の 、58 歳でございます。 は北区引佐町栃窪で露地野菜、みかん、梅を耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、北区引佐町栃窪の田畑、9 筆で、取得後は水稲、サツマイモ、みかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 4 ページ、地区「麁玉」、整理番号 267 番は売買に係る案件でございます。 譲受人は、西区神原町の農地所有適格法人、 浜北区大平の申請地を、売買により所有権を取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったもの でございます。申請地は、浜北区大平の畑、1筆で、許可後はみかん、レモンを作付けしてい く計画でございます。 秋 山 続きまして、議案 4 ページ、地区「春野」、整理番号 269 番は、贈与により農地を取得する案件でございます。申請人は、周智郡森町在住の 55歳でございます。譲渡人の弟になります。 は、今までも繁忙期や週末に農業経営主である兄、を手伝うため、周智郡森町から春野町田河内に通って会社員との兼業で耕作しておりましたが、この度、兄が体調を崩したため、譲受人から申請地を贈与により取得し、後継者として農業に従事するべく申請に至ったものでございます。申請地は、天竜区春野町田河内の畑、合計 4 筆で、取得後は、お茶及びしきみの栽培をしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を贈与で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議しましたが、別に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
- 平 尾 積志地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会において協議した結果、別に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報 告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

- 根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 三方原地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- □ 本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
- 山中細江地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
- 杉 山 引佐地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。続いて中瀬・赤佐・麁玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・麁玉地区調査会で協議をいたしました。結論的には問題ありませんでした

- 森 島 が、調査員から土砂崩れの心配があるので、耕作者、隣接土地の所有者、自治会、浜松市 との協議を行うようにご提案がありましたので、事務局から事業者に伝え検討を重ねて いただきました。結果、調査員も納得いたしましたので問題なしとしております。以上で す。
- 議 長 最後に春野地区調査会の水﨑委員からお願いします。
- 水 﨑 春野地区調査会において審議しましたが、問題はありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員 からの報告について発言のある方は挙手をお願います。

(森島委員 挙手)

- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 都田地区を中心に新規就農の方が所有権を取得して就農する計画が何件かありますが、心配になるのが初期投資です。この農地を取得するに当たって初期投資がどの位掛かっているのか教えていただきたいです。サンプルとしてはNo.258でお願いします。
 - 縣 農地調整グループ長の縣です。確保している農機具について、農業用トラックと動力 噴霧器と草刈り機は既に所有しており、その状態で新規就農するということです。
- 森 島 土地の価格を教えてください。
 - いうことになります。
 ということになります。
- 森 島 全体で ですか。
 - 縣 10a 当たり になります。
- 森 島 わかりました。ここで栽培をすると思うのですが、どの程度で採算を取れるのかの議 論を調査会で行うべきだと思います。
- 議 長 この方は、既にみかんを作っていて、農協に出荷していると聞いております。
- 森 島 いずれにしても何年かは掛かります。そういうことであれば、議案に書かれるべきで すし、調査会で議論するべきだと思います。
 - 緊
 今後、調査会でそのようなことも含めて議論するようにいたします。
- 議 長 その他、ございますでしょうか。

(小栁委員 挙手)

- 議 長 はい、小栁委員。
- - 縣 耕作状況について 1 年後に写真を添付して報告をいただいております。その結果については事務局で判断をさせてもらっています。総会で報告するということはいたしておりませんが、耕作状況が悪ければ事務局が指導をし、調査会で報告していきたいと思います。
- 小 柳 1 年後の報告を条件に総会で承認を取っていると思ったので、そのあたりがどうかな と思います。
 - 縣 条件付き許可になりますので、1年後に耕作の状況報告書を提出していただくことに

縣 なっております。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(その他質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第81号議案「農地法第3条の規定による 許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第82号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指 定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

- 木 下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。第82 議案「農地法第3条第2項第5号の規 定による別段の面積及び区域の指定申請について」でございます。担当から説明いたし ます
- 秋 山 今月の申請は、別段の面積の指定を受けた農地について、譲受人への所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積について、従来の基準面積に戻すためにご審議いただくものです。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。 引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
- 杉 山 引佐地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員 からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 少し前に申し上げたと思いますが、別段の面積については下限面積の法整備とは分け て考えているのでしょうか。
 - 縣 現在の法律では農地法第3条で下限面積要件が撤廃されておりませんので、別段の面積を適用してから農地法第3条の許可を受ける必要があります。
- 森 島 法案は通ったけど、規定などの議論が続いているということですか。
 - 縣 国から正式な通知はありませんが、来年の4月1日に施行されると予想されます。
- 森 島 わかりました。
- 議 長 その他、ございますでしょうか。

(その他質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第82号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請 について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第83号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事

- 議 長 務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第83 号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当より説明いたします。
- 秋 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 71 番外 19 件でございます。転用目的別の 内訳は、農家住宅関連が 3 件、自己用住宅関連が 10 件、賃貸住宅関連が 1 件、貸駐車場 が 2 件、営農型太陽光発電が 3 件、植林が 1 件でございます。農地区分別の内訳は、農 用地区域内農地が 3 件、第 1 種農地が 4 件、第 2 種農地が 6 件、第 3 種農地が 7 件でご ざいます。なお、是正案件は、整理番号 71 番、73 番、76 番、79 番、82 番、90 番です。 また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネ ルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。 地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
- 平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報 告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- □ 本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し 上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。続いて、中瀬・赤佐・麁玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・麁玉地区調査会で協議をいたしました。問題ありません。

- 議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員 からの報告について発言のある方は挙手をお願います。

(森島委員 举手)

- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。私の調査会の案件にも少し関わりますが、例えば88番の営農型太陽光発電。営農型という捉え方で何回かの更新をする場合、 作物を売っているかの議論に発展していくのではないかと関心を持っているのですが、 そのあたりを事務局がどのようにお考えになっているのか確認をしたいと思います。
 - 縣 営農型太陽光発電につきましては、作付け作物がほとんど榊といった状況です。榊に関しては、小さな苗木を植えている関係で、木によっては2回目や3回目の更新時に出荷が始まるといった状況です。毎年、状況報告書を提出していただいておりして、出荷されている場合は出荷伝票も添付していただいております。出荷できていない場合は、現況写真を添えて1年間の生長具合をご報告いただいた上で、今後いつ出荷されるのかを確認しております。
- 森 島 榊だと3回目の更新時に出荷し始めるのが常識のようですが、私の地区では3回目の 更新になる所がそろそろ出てきます。その時に、出荷していないとデリケートな議論に なってきます。原発再稼働について議論が過熱している中で、営農型太陽光発電につい ても、我々に対する風当たりが強くなるのではと危惧しております。生産されている皆 さんには、販売実績をつくるように調査会で指導しておりますが、今後は他地区の調査 会や事務局も含めて、足並みを揃えて販売実績の指導をしていくべきだと思います。
- 議 長 営農型太陽光発電の耕作物の出荷については、調査会でしっかり確認していただければと思います。

その他、ございますでしょうか。

(伊藤委員 挙手)

- 議 長 はい、伊藤委員。
- 伊 藤 営農型太陽光発電の転用面積が小さい理由を教えてください。
- 議 長 太陽光パネルを支える支柱のみを転用しているため、小さな面積となっております。 その他、ございますでしょうか

(その他質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第83号議案「農地法第4条の規定による 許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第84号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から 説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 11 ページをご覧ください。第84 号議案「事業計画変更承認申請につ

木 下 いて」でございます。担当より説明いたします。

石 川 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を 行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合 は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。今月の申請は、工事 計画の変更と、当初の計画期間を延長する、それぞれ「目的変更」の2件でございます。

です。申請に至った経緯でございますが、当初の計画ではに農地法第4条許可と農地法第5条許可を受け、カーポート・物置を建築する予定でしたが、許可後に家族が要介護となり、介護に適したバリアフリーの自己用住宅を建築する計画に変更しました。申請地はに位置する農地でございます。転用計画は、建築物を変更する申請で、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。当初の許可目的達成が困難になった事由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、都市計画法の開発許可の変更届が提出されていること、資金計画の見込みがあること、近隣農地所有者の了承を得ていることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

地区「積志」、整理番号15番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である

続きまして、議案 12 ページ、地区「浜名」、整理番号 16 番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者であるです。申請地は、に位置する農地です。申請に至った経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市道路工事のための駐車場・資材置場等の敷地として、から 9 ヶ月間、一時的に転用する計画でした。その後、浜松市から新たに追加工事の発注を受けたことにより、変更契約をしたため、まで、4ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可内容の変更について、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、周囲への表土の流出を防ぐ処置がされること、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員

森 島 転用後の計画変更について伺いたいです。許可済み地が地目変更前の場合、事業計画変 更申請され正常の手続きがされるが、地目変更後、転用目的以外の用途で利用されている場 合、農業委員会は、転用実行者へ全く物が言えないのか、伺っておきたいです。

縣 農地調整グループの縣です。今の森島委員のご質問ですが、計画変更の場合は事業が未 実施で当初の計画目的が困難であるということで申請されるものです。もう一方例えば、5条で 駐車場として許可を受け、その後駐車場として整備して転用目的通り事業が完了して地目変更 されますと、それ以降は農地法の適用外となりますので、農業委員会で駐車場として転用され 完了したものがその後病院、学校、住宅になるといった場合でも農地法の適用は及びません。 あとは都市計画法の審査だけとなります。

森 島 そういうことですと言われれば、そうですかとしか言いようがないですが、我々の目というのはそ の辺りまで場合によっては求められていると感じています。 議 長 はい、わかりました。 その他、ございますでしょうか。 (その他質疑なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第84号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。 次に、第85号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 13 ページをご覧ください。第 85 号議案「農地法第 5 条の規 定による許可について」でございます。担当から説明いたします

石 川 今月の申請案件は、地区「中央」整理番号835番外156件、転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が119件、事業用・その他の建物関連が7件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が25件、太陽光発電が6件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が5件、第1種農地が27件、第2種農地が29件、第3種農地が96件でございます。なお、是正案件は整理番号876番、901番、981番、990番、991番でございます。また、駐車場、資材置場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので はご退室をお願いします。 (退室)

- 議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。
- 石 Ш それでは、委員該当案件についてご説明させていただきます。 議案 28 ページ、地区「三方 原」、整理番号 944 番をお願いします。北区根洗町の畑 1,931 ㎡について、駐車場を設けたい という申請でございます。申請者は、中区元城町に主たる事務所を置き、 会福祉法人で、職員用の駐車場が常時不足していることから、現状を解消するため、新たに駐 車場を設ける計画です。申請地は に位置する農地です。申 請地の農地区分につきましては、第 1 種農地に該当すると判断いたしましたが、不許可の例外 規定である集落接続に該当いたします。本転用事業は、50 台収容の駐車場を新設する計画で あり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。申請地は一部を砕石敷きとし、 周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び道路側溝へ放流する計 画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金 計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地 基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。委員該当案件の説明は 以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告を願いします。 三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

- 内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願います。 (質疑応答なし)
- 議 長 それではご意見等もないようですので第85号議案「農地法第5条の規定による許可について」のうち只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは の入室をお願いします。 (入室)
- 議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。
- 石 川 それでは、議案に丸を付したものについてご説明させていただきます。

議案 23 ページ、地区「飯田」、整理番号 902 番をお願いします。南区大塚町の畑 3,402 ㎡について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、東区市野町に本社を置き、法人です。事業の拡大に伴い、従業員・派遣社員を新たに募集しており、既存工場に隣接する申請地に新規従業員用の駐車場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画について、敷地内はアスファルト舗装し、7か所に浸透桝を設置し、余剰分については集水桝から道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告を願いします。 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

- 松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。 続いて、積志地区調査会の平尾委員からご報告致します。
- 平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中 村 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報 告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんと報告を受けております。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

- 根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 三方原地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
- 山 中 細江地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
- 杉 山 引佐地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し 上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんと報告を受けております。

最後に、中瀬・赤佐・麁玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・麁玉地区調査会で協議いたしました。問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員 からの説明について、発言のある方は挙手をお願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第85号議案「農地法第5条の規定による許可について」の うち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ござい ませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第86号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

- 木 下 議案 37 ページをご覧ください。第 86 号議案「非農地証明について」でございます。 担当から説明いたします。
- 石 川 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号23番、外6件でございます。

地区「細江」、整理番号23番の申請地は耕作困難のため、昭和63年頃に植林されたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 24 番から 26 番の申請地も、耕作困難の為、それぞれ昭和 59 年、56 年、50 年に植林されたものです。

議案 38 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 27 番の申請地は昭和 44 年頃に物置等が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 28 番の申請地は平成 10 年にカーポートが建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 29 番の申請地は耕作困難のため、平成元年と平成 10 年に植林されたものです。

説明は以上でございます。

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 (森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 27番の三ヶ日の案件が線引き前宅地ということですが、三ヶ日の線引きの日を教えてください。
 - 縣 農地調整グループ長の縣です。 $三_{5}$ 日の線引きは平成 19 年 4 月 1 日となっております。
- 森 島 わかりました。ありがとうございます。
- 議 長 その他、ございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第86号議案「非農地証明について」は、原案 どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

- 議 長 次に。第87号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局 から、説明をお願いします。
- 木 下 議案 39 ページをお願いします。第 87 号議案「農用地利用集積計画の決定について」 でございます。担当から説明いたします。
- 国 永 それでは、別冊1につきまして事務局より説明いたしますが、13ページ30番、31番、14ページ43番及び25ページ1番から4番までに委員該当案件がありますのでお願いします。
- 議 長 それでは、委員該当案件がありますので、 は退室をお願いします。 (退室)
- 議 長 それでは事務局、説明をお願いします。
- 国 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画(案) でございます。公告予定は令和 4 年 12 月 20 日となります。1 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 255 筆、202,307.72 ㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での 2 筆をはじめとして、計 21 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 25 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、27 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 12 番をご覧ください。 です。認定農業者の で農業を学び、今回の申請に至りました。浜北区永島 外 11 筆の畑、合計 11,664 ㎡を借り受け、かぶの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 13 番、14 番をご覧ください。 です。令和元年 10 月 25 日に設立した会社で南区金折町の のもとで椎茸栽培を学び、今回の申請に至りました。北区大原町 外 1 筆の畑、合計 1,385 ㎡を借り受け、椎茸の栽培を予定しております。

次に、11 ページから 14 ページの 44 番までと、19 ページから 23 ページをご覧ください。農地中間管理事業による利用権設定が 81 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け公社から農業者へ転貸いたします。11 ページから 14 ページ 44 番、19 ページは農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立する従来方式のもので、21 ページから 23 ページは配分先について公社が県知事に事前に協議し同意を受けたものについて、農地所有者から公社への農地の借り受け及び公社から農業者への転貸について農用地利用集積計画により同時に成立する方式のものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございません か。

(根木委員 挙手)

議 長 はい、根木委員。

根 木 19ページの配分予定先ですが、 が借りる予定となっております。 のお兄さんがフィリピンから来日する予定で規模拡大しているようです。以上です。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(その他補足意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第87号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

入室)

- 議 長 次に、報告事項の第83号から第89号までを、事務局から報告お願いします。
- 木 下 議案 41 ページをご覧ください。報第 83 号から報第 89 号までの一覧が載っております のでご確認よろしくお願いします。
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。 それでは、その他として委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いい たします。
- 森 島 ・グリーントランスフォーメーションについて
- 議 長 その他、ございますでしょうか。

(その他報告なし)

- 議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。
- 局 長・農業会議情報について
- 会 長 ・県農業施策に関する要望について
- 齋 藤 ・農地台帳補完調査について
 - ・農業委員会だよりの配布について
- 木 下 今後の会議予定
 - ・令和5年 第1回 農業委員会総会日時 令和5年1月16日(月) 午後2時30分から場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、 ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 12 回浜松市農業委員会 総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時45分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日()

会 長 松島 好則

委員 森島 倫生

委 員 鈴木 英雄